

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事
佐竹敬久

秋田県規則第十九号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則を廃止する規則

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則（昭和五十八年秋田県規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。